

第1回練馬区障害者差別解消支援地域協議会議事録

- 1 日時 平成28年7月13日(水) 午前11時から12時
- 2 場所 区役所 庁議室
- 3 出席委員 高橋委員、金杉委員、山形委員、福島委員、吉岡委員、小原委員、湯村委員、榎本委員、森山委員、松澤委員、的野委員、市川委員、田中委員、北川委員、河合委員、安部井委員、古畑委員、美玉委員、石野委員、鈴木委員、田中委員、新居委員(以上22名)
※欠席委員 山崎委員、押委員
- 4 傍聴者 2名
- 5 配布資料 ①資料1 練馬区障害者差別解消支援地域協議会委員名簿
②資料2 練馬区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱
③資料3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
④資料4 障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き(概要)
⑤資料5 練馬区障害者差別解消支援地域協議会について
⑥資料6 区政モニターアンケートの実施について
⑦参考 誰もが安心して暮らせるまちへ
～練馬区障害者権利擁護啓発冊子～
⑧参考 練馬ねりあるキラリー

○障害者施策推進課長

定刻になりましたので、第1回練馬区障害者差別解消支援地域協議会を開催いたします。本日、会長、副会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます、練馬区障害者施策推進課長でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

この地域協議会は、公開で行うことを原則とします。会議は傍聴できますが、傍聴人による発言、録音、撮影は認められません。

次に、会議録の公開についてご説明いたします。会議中の発言は録音させていただき、会議録を作成して公開します。恐れ入りますがご発言なさるときは、お近くのマイクをご利用いただき、所属とお名前からご発言をお願いいたします。公開に際しまして、発言者が特定できないようにいたします。会議録は作成後各委員に確認していただいた上、区ホームページに公開いた

します。その他の事項については、会議の中でご説明をさせていただきます。

本日、机上に委嘱状を置かせていただきました。この委嘱状をもちまして第 1 期練馬区障害者差別解消地域協議会の委員委嘱とさせていただきますので、ご了承ください。

では、開会に当たり、福祉部長からごあいさつ申し上げます。

○福祉部長

ほとんどの委員の皆さまは、先立って行われました自立支援協議会からの引き続きということになってございまして、大変ご苦労さまでございます。よろしく願いいたします。

本日出席されている委員の皆さまに、私が申し上げるまでもないですが、障害者差別解消法は、障害者権利条約の批准をするための国内法の整備の一環として、平成 25 年に制定されまして、その後 3 年間準備期間といえますか、周知期間があつて、この 4 月に施行されました。

この法律では、行政機関ですとか事業者に対して、障害を理由とする不当な差別的な取り扱いが禁止され、合理的な配慮を提供することが求められているということでございます。また、法では、差別を解消するための支援の措置の一つとして、本協議会、障害者差別解消支援地域協議会を自治体は設置できると規定されております。

少し前の報道によりますと、都道府県レベルでこの協議会が設置されているのが約 40%、市町村レベルではまだ 5.9%しか設置されていないということですが、練馬区では速やかに設置いたしまして、本日を迎えることになりました。

この協議会にはご案内のとおり、当事者の方、そしてそのご家族、教育、福祉、法曹関係者にご参加いただきまして、地域におけるさまざまな事例を共有いたしまして、障害を理由とする差別を解消するための取り組みを円滑に、かつ包括的に行っていくための協議をしていただくということでございます。

昨年度から、私どもでは区の職員、幹部職員に対して、また区の施設を管理する事業者に対して、さまざまなかたちで啓発活動を行ってきたところで、これについては後ほど、会議の中でご報告をさせていただきますけども、隅々まで行きわたらせるといいますか、その辺についてはなかなか難しいというのが実感でございます。区といたしましては、障害を理由とする差別を解消して、障害がある方もない方も共に暮らすことができる練馬を目指しております。そのためには、この協議会の論議というのは大変大切であると考えているところでございます。委員の皆さまにおかれましては、この場でぜひ活発なご議論、ご協議をお願いしたいと思います。

最後になりますが、あらためて、お忙しい中、本協議会の委員をお引き受けいただきましたことについて感謝を申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○障害者施策推進課長

それでは、委員の皆さまから一言ずつごあいさつをお願いいたします。障害者差別に関して感じていること、また協議会の議題として取り上げたいこと等がございましたら、合わせてご発言をお願いいたします。

○委員

この協議会、練馬区はどうかのかなと思っておりましたら、早速に設置してくださいまして、誠にありがとうございます。

知的障害者は、ぱっと見たときに障害者かなと思うところもあろうかと思えます。そういったところの差別を受ける可能性も高いですし、本人が差別を受けているか、というところの自覚などが分かりにくい知的障害者であったりします。そういったことも含めて協議していただければありがたいなと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

○委員

先ほど、福祉部長からは、権利条約に関する言及がございました。これ、非常に重要なことですが、今日お配りいただいた資料を見ますと、権利条約に関する引用が一つもないのです。これは、重要なことですが、これについては意図的にそうなされたのか、あるいは福祉部長の説明をもって全て終わろうとしているのか、ということをお聞きして、私の挨拶とします。以上でございます。

○委員

ただ今の委員からもご発言がありましたが、国連の権利条約というのがあって、そこからこの差別解消法というのが国内で整備されております。一度皆さんでこの権利条約なるものについて、思いを一緒にするところを一回通らないといけないのではないかと思います。権利条約のことについて、一度考える機会があると良いと思います。

何にしても地域で生きるということが、障害者にとっては本当にとっても大変なことなのです。そのことと、この差別はもう当然つながってくることです。その辺のことも僕の中では気になっていることの一つであり、そういうことも取り上げていただければと思ったりしています。よろしく願いします。

○委員

よろしく願いします。障害者差別ということなんですけど、私たち障害当事者は、ずっと差別についての戦いをやっているわけです。障害者が差別されている状況をどう変えていくか。やっぱり社会参画、どうやって皆さま

と一緒に生活できるかというところに関して、一番大切な部分だと思います。なぜ今、差別解消法が出来たのか、むしろ差別禁止法というのができてほしいんです。禁止法となると、権利の関係ですとか、また罰則機会もあるから、なかなか難しいところもあるのですが。

もう一つ、差別というと、直接的差別と間接的差別という考え方があります。直接的差別について、法令では、はっきりと障害者への差別を禁止するとされて、以前からは少し改善されていますが、今でもある。そういうものをどうするか。また間接的というのは、例えば先ほどの協議会のなかで、講演会の案内がありました。講演会には手話通訳者等がいなかったため、聴覚障害者は参加できる状況になっていない。そういうところが間接的な差別ではないかと思います。こういう状況をどうするかというところを、今回の協議会では、どこが支援していくか、そういう所も含めて考えていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○委員

私は子どもたちの代行、代弁としての参加になります。社会参加するためには、最低条件のバリアフリーに改善していただくことが必要です。住まいの施設等もだいぶ良くなってきましたけど、まだまだ社会参加には及ばないというところもあります。

ですが、自分の障害への配慮だけをとおそうと思うと、他の障害者には逆に使いにくい状況になることもあります。それをどう越えていったらいいのか、今後それも大事に話し合っていければよいと思っています。よろしくお願いいたします。

○委員

障害者差別解消法ができて本当にありがたいことなんですけど、もっともっと早くしていただいたほうがよかったです。また一般の健常者の人にも宣伝をして、障害者と健常者の差別がないようにしていただきたいと思っています。これからもよろしくお願いします。以上です。

○委員

私たちの団体は、全障害の会員ですので、さまざまな障害を持っている本人の親の会です。私自身としては、発達障害の34歳と33歳の子どもがおります。彼らは普通校でしたので、いろいろな差別というものを受けてきました。でも、彼らが戦うというより、親が表面に出て戦うということをしてきました。

でも、今33、34歳の彼らは、これからずっと自分で戦っていかなければいけないんです。ですから、本当に障害者差別禁止法ができるのは、それは最高だと思います。でも、少しでもそういう方向に行けるといいなあと思っています。よろしくお願いします。

○委員

私たちの子どもは、特殊型の車いすに乗っています。医療的ケアもありますので、見るからに障害者と分かるような子どもたちです。自らの言葉を持っておりませんので、私たち親が代わりに話をすることです。子どもは差別、それからいろんなこと、知らないうちに受けているんでしょうけれども、子どもの命を守ることのほうが優先ですので、それよりもまず練馬区内が温かいまなざしになって、心温かい区民の皆さまによって、共に暮らせる町になることを望んでおります。

○委員

よろしくお願ひいたします。障害者差別解消法の協議会は、法的設置義務はないところでの会議体の設置というところでは、きちんとした方向性ですとか成果というものが、この協議会の中で生まれることを期待して参加させていただいております。

○委員

私、一応法曹関係者ということで、練馬の法律相談クラブで20年ぐらい、それから人権擁護員で10年ほどやらせていただいております。今回この話いただきまして、私自身が障害者関係で一生懸命勉強してきたとか、そういうことではないので、いろいろなお話を伺って、私のほうもできることがあれば、できるだけご協力できればと思っていますし、自分自身の問題でもあると考えると思います。

○委員

障害者差別解消法については、施行の当時からとても大事な法律ということで、関係者の中でいろいろと議論をしてきました。4月1日施行になって気が付いたのは、駅ですとかいろんな町中に差別解消法が施行されましたとポスターが貼ってあったんです。障害者差別解消法は、障害者と付いていますが、対象は障害者ではなくて、地域住民となっています。障害者はごく一部ですし、その関係者といってもごく一部です。大多数の地域住民を対象にした法律だということで、4月1日早速に大きなポスターが貼ってあって、うれしいなど見ながら歩いていました。最近になって、駅のポスターはもうなくなっていることに気づきました。ずっと貼っておくわけにはいかないのは当たり前ですが、知り合いに「そういうポスター貼ってあったのって知ってる？」と聞くと、ほとんどの人は「知りません」という返事なのです。

関係者の中では、障害者への差別を解消して、障害者の社会参加の権利をきちんと保障していくべきだ、それ社会の任務だというのは、当たり前の話です。一番大事なものは、やっぱり市民の方にそれを理解していただくことです。しかしそれは、大変ハードルが高いことであって、地道に続けることが大事だとい

うふうに感じています。大きなイベントだけではなくて、日常業務の中でも、地道に地域に発信していくこと、地域の住民さんとのアクセスを持っていくということがやっぱり大事だろうなあと思っていますので、ここでの議論をぜひ現場に生かしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員

権利擁護センターでは、障害をお持ちの方、あるいはご高齢の認知症の方を対象に、財産の管理ですとか、あるいは日常的な福祉サービスを利用するに当たっての手続きのお手伝いをさせていただいたり、あるいは成年後見制度の練馬区での推進機関として、お申し立てのご相談とか、あるいは後見人になり得る方のご紹介とかをさせていただいています。

最近のエピソードとしては、視覚障害の方がお母さまの後見の申し立てでご相談にきました。もちろん申立書は点字もございませんし、音声でのご案内というのも環境が整っていないということで、家庭裁判所のほうにご一緒させていただいて、家裁の方と少しお話をしました。ただ、家裁のほうの反応は非常に鈍くて、「では、どうやって申し立てするんですか」というお話をさせていただいて、今あちらの預かりにはなっています。ですけれども、一つ一つご相談を通して、私たちの立場でできることを、今日この場での皆様のご意見もいただきながらやっていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願い致します。

○委員

学校自体が、この差別解消法に関してすごく大きく変わったかというところ、変わっていないように感じています。ここで勉強させていただいたり、学校内で行っていることを発信できたりして、いろいろと本校の生徒が卒業後地域でお世話になるところで、より暮らしやすいというか、生活しやすい場になっていけばいいなあと考えております。いろいろ勉強させていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

○委員

本日、代理で参加させていただいております。今年度は、車いすの生徒と一緒に移動することが多く、バリアが多いことであらためて気付かされております。ずっとやっていかなければ、きっと差別はなくならないと思っておりますので、障害者差別解消法がいいきっかけになればなあとこのように思っております。私も勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員

私は地域の中で精神的な障害を持たれている方への支援に、長い間取り組んでまいりました。本当に障害者への差別偏見という壁が非常に厚くて、やっとここで差別偏見の壁が破られる瞬間、このときにこのメンバーに加えていただ

けたことを本当に感謝しています。ここで学ばせていただいたことを発信して、少しでも地域の中で差別解消ということにお役に立てたらうれしいなと思っております。これからもどうぞよろしく願いいたします。

○委員

今年4月から差別解消法の施行に伴いまして、既に私どもでは、相談の流れであるとか体制整備につきましては、一応整っております。ですが、今後これから数多くの事案が出てくるかと思しますので、解消に向けて精いっぱい努力させていただきたいと思ひますし、この機会に勉強させていただければと思ひます。

○委員

東京商工会議所では、2,600の会員がおります。どうつなぎ役をやるかというところで頑張らせていただきます。よろしく願ひします。

○関保健相談所長

保健相談所では、精神に疾患をお持ちの方の自立支援をはじめとするサポートをやらせていただいております。どうぞよろしく願ひいたします。

○石神井総合福祉事務所長

総合福祉事務所は区内に4所ございまして、その中で障害も担当しておりますのが石神井となっております。どうぞよろしく願ひいたします。

○障害者施策推進課長

先ほどありました障害者の権利に関する条約、それから障害者基本法につきましては、この差別解消法の基本になるもの、最も根幹になるものであると考えてございます。今後について、ここについてもきちんと捉えてやっていきたいと考えてございます。また、差別解消法につきましては、もともと差別があるんだと、実在しているんだというところも含めまして、当事者の声をきちんと聞きまして、解消に努めていきたいと考えてございます。どうぞよろしく願ひいたします。

○福祉部長

先ほど、委員からご指摘がございましたが、権利条約については私の挨拶一言で終わらせるつもりは当然ございません。この協議会の中で、権利条約について、また障害者基本法についても検討して、これをどういうふうにするか、周知していくかということが必要だと皆さまのほうでお考えであれば、ぜひ取り上げていただいて、それについて議論をし、検討をしていただければと考えてございます。会長が選出されて、その流れの中で取り上げていただければと思ひてございます。よろしく願ひいたします。

○委員

今日は、差別解消の協議会の第1回目ということで、冒頭からごあいさつの

中で、障害者団体の方が非常に意欲、熱意を持って参加されているなど感じました。障害者権利条約のことから始めようということ、それから講演会の手話通訳の事など、目の覚める思いがいたします。医療関係は、特に障害者差別の多いところもあるので、心して勉強させていただこうと思います。

次の会長、副会長の人選がどうなるのか分からないのですが、自立支援協議会のほうは学識経験者というジャンルに一応入っているのですが、副会長にさせていただきましたけど、こちらのほうは障害団体の方か、あるいは法律家の方に副会長になっていただけたらいいのかなあとと思います。

○委員

私は福祉の仕事をずっとやってまいりましたので、実は差別解消支援というこの概念は、いろいろなことが重層化しているような気がいたします。具体的に言えば、不当な取り扱いをどう解消していくかという、ある種の法手続きや権利の発動とか、そういうかたちで、制度化しているセットの世界が一つある。それからもう一つ、この合理的配慮というのはとても分かりにくいのですが、実はこの生活実感の中で合理的配慮というのをどう定着させていくかということは、私たちの意識の問題とか行動様式の問題、これは練馬区でいえば区民全体およびさまざまな事業者とか、そういうこと広く練馬区を構成している構成要素の皆さんに関わる。それから、もう一つは、法律でここに書いてございますように、行政機関および事業者と書いてございますが、そういうことを含めた組織的な対応ということが求められています。

それからやっぱり重要なのは、見えない差別という言い方をします。法的な制度として確立したとしても、法的には平等になったにも関わらず、現実にはなかなかそうはなっていないというのは、まさに障害の世界でも、他の分野でもいろんな例があります。ここでは、練馬という私たちが共に暮らす地域の中で、これをどう実現していくかということ、この重層的な問題をわきまえながら、いろんな議論をしていく大事な場です。協議会は義務設置ではなくて任意設置でございますが、これはさぼらないでちゃんと法の趣旨を踏まえてやるという決断を区がしてくださったというのは、大変私は評価いたします。その決断に応える議論がここでできるといいなあというふうに思っております。以上でございます。

○障害者施策推進課長

ありがとうございました。各委員よりいただきました貴重なご意見につきましては、今後の協議会の中で生かしていきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

次に会長と副会長の選任を行います。資料 2、練馬区障害者差別解消地域支援協議会設置要綱をご覧ください。第 3 条第 3 項に、会長は委員の互選によ

り選出し、副会長は会長が指名する、とあります。会長は会を主催し、代表しますので、学識経験者の高橋先生にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(一同拍手)

ありがとうございます。では、次に副会長の選任ですが、会長に選任されました高橋委員より、副会長のご指名をお願いいたします。

○会長

それでは金杉委員にお願いをするということで、ひとつよろしくをお願いいたします。

○委員

副会長は障害関係の方か法曹関係の方をお願いしたらいかがでしょうか？

○会長

障害関係の方からは、むしろ自由に当事者としてのそれぞれのお立場からご発言をいただくことが重要かと思います。

今回は、そういうことでご協力をお願いします。

(一同拍手)

○障害者施策推進課長

ありがとうございます。それでは、会長と副会長に、一言ご挨拶いただきまして、議事進行を会長をお願いいたします。

○副会長

ちょっと恐れ多いと思いましたが、勉強するつもりできちんとさせていただきます。自立支援協議会のおまけじゃなくて、差別解消のための機能するいい協議会にしていきたいと思えます。

○会長

趣旨については、先ほどご挨拶申し上げましたので、ひとつ皆さまのご協力を得ながら、これは初めての会議ですから、これからの議論の積み重ねの出発点になるということで、委員の皆さまのご協力をいただきながら進めさせていただきます。

それでは第1回の会議でございますので、差別解消支援地域協議会の役割等について、共通の了解を皆さま、委員の中で持ちたいというふうに思います。事務局より説明をよろしくをお願いいたします。

○事務局

障害者差別解消法の中身について、今一度皆さまのほうで共通理解をしていただきたいということで、資料をご用意させていただきました。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針でございます。

平成19年に障害者権利条約に署名して以来、国内法の整備等を進め、平成

26年に権利条約が締結をされました。平成23年に障害者基本法の改正では、差別の禁止を基本原則として規定をし、その原則の具体化のために、平成25年に障害者差別解消法が成立したというものでございます。

この法の考え方でございますが、共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。法は、行政機関等および事業者に対し、障害者差別解消に向けた具体的取り組みを求めると共に、普及啓発活動等を通じて障害者も含めた国民一人一人による自発的な取り組みを促すというものでございます。この対象者につきましては、行政機関等および事業者ということです。

もう一つが、法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会のさまざまな場面において日常的に実践されているものもでございます。こうした取り組みを広く社会に示すことで、国民一人一人の障害に関する正しい知識の取得や理解が広まることで、障害者とも建設的に対話による相互理解が促進され、取り組みの裾野が一層広がることを期待しているものでございます。

基本方針に即して、行政機関等は職員の取り組みに資するための対応要領を、主務大臣は事業者の取り組みに資するための対応指針を具体的に盛り込みながら作成し、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取り組みを促進すると共に、広く国民に周知するというものでございます。地方公共団体等については、地方分権の観点から、対応要領は努力義務というふうになっておりますけれども、練馬区としては3月に制定をさせていただいたところでございます。

つづきまして、この法律の対象となる範囲について、ご説明をさせていただきます。

対象となる障害者につきましては、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害を含みますが、その他心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者というものでございます。この考え方が、社会モデルの考え方を踏まえているものでございまして、いわゆる障害者手帳をお持ちの方とか、高次脳機能障害の方については、精神障害の中に含まれますということで、障害がある方の範囲はかなり広いというものでございます。特に女性である障害者については、複合的な困難な状況に置かれている場合があるということですとか、障害児には成人の障害者とは異なる支援の必要性があることが必要です。

つぎは事業者についてご説明いたします。行政機関については、当然国、地方公共団体等は対象になります。事業者の範囲は、商業その他の事業を行

う者というものです。目的については、営利、非営利、法人、個人問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者というものでございます。個人事業主ですとか、対価を得ない無報酬の事業、いわゆる社会福祉法人等の行う事業についても、当然対象になってくるというものでございます。

対象の分野でございますが、日常生活および社会生活全般に係る分野が広く対象というものでございます。雇用分野につきましては、障害者雇用促進法について、差別解消の措置が図られているということでございます。これが法の対象の範囲でございます。

続いて、先ほど申し上げた不当な差別的取り扱いの考え方についてご説明申し上げます。不当な差別的取り扱いというのは、障害者に対して、正当な理由なく障害を理由として財、サービスや各種機会の提供を拒否、場所、時間帯などを制限、障害者でない者に対して付さない条件を付けることなどによる障害者の権利利益の侵害を禁止しているものでございます。障害者の事実上の平等を促進し、または達成するための特別な措置については、これは不当な差別的な取り扱いにはなりません。例えば、障害者を優遇する扱い、合理的配慮の提供による障害者でない者との取り扱い、そういうものは不当な差別的取り扱いには当たりません。

正当な理由の判断の視点でございますけれども、当該取り扱いが、客観的に正当な目的の下、その目的に対してやむを得ないという場合に、初めて正当な理由に相当するものというものでございます。行政機関等および事業者については、個別の事案ごとに障害者、事業者、第三者の権利利益ですとか、行政機関等の事務事業の目的、内容、機能の維持等を鑑みて、具体的に場面や状況に応じて、総合的、客観的に判断することが必要ということでございます。これが不当な差別的取り扱いの考え方でございます。

続いて、合理的配慮のご説明をさせていただきます。行政機関とか事業者が、その事務事業を行うに当たって、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するために、必要かつ合理的な取り組みであり、その実施に伴う負担が過重でないものとなってございます。この内容が、事務事業の目的、内容、機能に照らして、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られ、事務事業の目的、内容、機能の本質的な変更には及ばないというものでございます。また障害者でない者との比較において、同等の機会を提供するためのものであるというものでございます。

障害の特性や具体的な場面、状況に応じて異なるものですから、多様かつ個別性が高いものでございます。これからご説明させていただきます過重な

負担の基本的考え方に掲げた要素を考慮した上で、代替措置の選択も含め、双方の建設的な対話による相互理解を通じたうえで、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に合理的配慮を行われるものというものでございます。また、技術の進展等、社会情勢の変化で、内容が常に変化するものと書いてございます。

障害者からの意思の表明は、言語のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身振りサインによる合図、触覚による意思伝達などの必要な手段により伝えられるものでございます。ですので、障害者のご家族ですとか、介助者、コミュニケーションを支援する人が本人を補佐するということで意思を表明する場合も当然含まれるというものでございます。

合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合においては、環境の整備を行うなど、中長期的なコストの削減、効率化につながる点は大事ですということが書かれてございます。

続いて過重な負担の基本的な考え方のご説明をさせていただきます。行政機関および事業者は、過重な負担について、個別の事案ごとに以下の要素を考慮し、具体的な場面や状況に応じて、総合的、客観的に判断していただくものでございます。事務事業の影響の程度ですとか、実現の可能性の程度、費用の負担、事務事業の規模、最税財務状況等を考慮した上で判断というものになります。

つぎに行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別の解消を推進するための措置に関する基本的な事項でご説明をさせていただきます。先ほど申し上げた不当な差別的取り扱いの禁止については、これは行政機関、事業者において、一律法的義務というものになります。合理的配慮の提供については、行政機関は法的義務、事業者については努力義務というものになってございます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項というものでございます。1番、環境の整備でございます。不特定多数の障害者を主な対象とする事前的改善措置、いわゆるバリアフリー化ですとか、意思表示やコミュニケーションを支援するための人的支援、情報アクセシビリティの向上等、個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることが必要というものでございます。また、研修等のソフト面のものも重要ということでございます。

あと、相談、紛争の防止のための体制の整備というものでございます。新たな機関を設置せず、既存の機関の活用、充実を図るというものでございます。練馬区においては、障害者施策推進課、総合福祉事務所、保健相談所に窓口を設けております。練馬区の職員における差別については、そちらのほうでご相談を承る形になっております。

3番目、啓発活動は大きく3つございます。行政機関の職員に対する研修、事業者に対する研修、地域住民に対する啓発活動でございます。家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用して子どもの頃から、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を滋養していくことが重要です。4番目の障害者差別解消支援地域協議会ということで皆様に今お集まりいただいております。法律の概要は以上です。

○会長

時間がございませんので、区取組と区政モニターについて、つづけて説明をお願いします。

○事務局

では、引き続き説明をさせていただきます。

資料4、内閣府の資料を基に障害者差別解消支援地域協議会について、簡単にご説明いたします。地域協議会は障害者にとって身近な地域において、主体的な取組があることが重要ということで、設置をさせていただきました。地域協議会での内容は、今後皆様と協議をしたいと考えておりますが、大きく6つございます。複数の機関等によって紛争の防止や解決を図るための事案の共有ですとか、関係機関等が対応した相談事例の共有、障害者差別に関する相談体制の整備、障害者差別の解消に資する取組などが主なものとなっております。会議の運営について、まず関係機関が一堂に集まることが大切であると考えております。メンバー構成については、今、皆様お集まりいただいているので、名簿をご覧ください。今後、都道府県レベルでも地域協議会が設置される予定です。この地域協議会においては、練馬区の区域における差別の事例の協議の場とさせていただきます。協議会については、以上となります。

引き続き、資料の5をご用意ください。これまで練馬区が実施した差別解消に関する取組を説明させていただきます。平成27年度は11月に講演会を練馬区障害者団体連合会と共催で開催させていただきました。2月には職員向けの説明会を開催、3月には対応要領の作成、パンフレットの作成をさせていただきました。今年度は、4月に新任向けの研修を実施致しました。5月には委託事業者に向けての説明会、6月に管理職向けの説明会をさせていただきました。すでに始まっておりますが、参考資料としてつけさせていただいた障害者施設ラリーも実施しております。区政モニターのアンケートについては、これから説明させていただきますが、実施を予定しております。

今後、パンフレットの作成、講演会も開催を予定しております。地域協議会の今後の主な取組ですが、1回目は委員委嘱、区政モニターアンケートについて協議をしていただきたい、2回目は11月頃で相談事例の協議ですとか、区政モニターアンケート結果報告、またパンフレット作成についての協議も

させていただきたいと考えております。3回目は、相談事例の報告、差別解消についての課題の整理と解決に向けた協議ですとか、事業者に対する周知の方法について協議をさせていただきたいと考えております。

地域協議会につきましては、今後職員向けの研修をさせていただくに当たって、ぜひ委員の皆様にご協力をいただきたいと考えてございます。もう一点、自立支援協議会に権利擁護部会がございますが、そちらに地域協議会実務者会議を設置することを提案いたします。なぜかと言いますと、ここで一同お集まりいただいておりますよりも、実務者で集まって、今後の取組を具体的に検討させていただいたうえで協議会に報告させていただき、その提案にもとづいて協議をしていただきたいと考えておりますので、ご提案をさせていただきました。最後に委員の皆様には秘密保持義務がございます。差別解消法の19条にありますので、もし個別の相談を協議する場合には、その方の個人情報について漏洩すると法律上罰則がございますので、ご注意をお願いします。今の所、個人に対する相談事例を取り扱う予定はありません。地域協議会については、以上でございます。

つづきましてモニターについての説明をさせていただきます。資料6をご覧ください。区政モニターに、4月から差別解消法が施行されたことに伴って、障害者に対する理解の状況等を調査させていただきたいと考えております。調査の概要でございます。区政モニターは、区に対するご意見・ご要望を積極的に受け止め、これを区政に反映させる取組みの一つとして、区民の中から200名の方に区政モニターをお願いしております。その方からご意見をいただいたうえで、今後の協議会での取組に反映させていただきたいと考えております。実施は8月を予定しております。モニターに聞く内容について、簡単に説明します。

まず、障害者との交流の機会について、機会があったかどうかお伺いする内容です。つぎは障害を理由とする差別の解消についてということで、障害を理由に差別や偏見があるか、差別の意識があるかどうかについて合わせてお伺いする予定です。あと法律についても知っていますかということをお伺いしたいと考えています。つづいて、障害者との地域交流についてということで、今、障害者団体や障害者施設で行事などを実施しておりますが、参加に関わっている者、ボランティア活動に参加している状況、逆にどういう形であれば障害者の方と関わったりボランティアに参加できるのか、地域社会について、障害のある人もない人も、どういうふうにすれば地域社会と一緒に暮らせるのかということについて、お伺いさせていただきたいと考えております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございます。時間の関係でご質問を受けたいところですが、どうしてもここで、ということがあればご発言いただき、ご質問やご意見は直接事務局にご提案をお寄せいただけるとありがたいと思います。

協議会の全体も含めて、ご発言をお願いします。初めのご挨拶で課題提供をいただいておりますので、これも含めて11月の協議会に反映させることが出来るように思っております。

今回は時間がありませんでしたが、事情をご理解いただいて、また次回予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは事務局からの事務連絡があればお願いします。

○事務局

次回の地域協議会は11月頃を予定しております。また、会長のと日程の調整をさせていただき、委員の皆様にお知らせさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。長丁場の議論でございましたが・・・

○委員

お時間のないところすみません。今後の予定は年間3年くらいの予定なのか、設置要綱に記載されている実務者会議はどうされるのか、こういうことについて、ご予定をお聞きしたいのですが。私ども障害者団体連合会では差別解消について非常に興味をもって見ておまして、年3回くらいの会議では何も進まないのではないかという意見もあります。そういうことも含めて、ご予定を教えてください。

○事務局

全体会としては、皆様のご都合もありますので、年3回と考えております。実務者会議につきましては今回設置をさせていただくということになりましたので、そこはまた実務者会議のメンバーと集まったうえで、回数等については、検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○会長

協議会は、単に協議会をやることだけではなく、ある意味ではピラミッドに例えると一番上の所だと思います。ですから、見えないところで色々な差別解消の試みや努力がそれぞれで行われ、それが協議会の場「見える化」する、そういう役割かと思っておりますので、事務局も知恵を出しながら、若干従来の要するに区の行政施策をどうやってすすめていくかという審議会、計画策定の委員会とは、やや違う趣がある、区民への啓蒙、それから事業所へご理解をいただくという色々な活動の集大成としてこの協議会が行われる、多様な試みをこのラウンドテーブルで意見を交換し合うというそういう機能がで

きるように、ご意見は形骸化した協議会だけでは困る、というお話と受け止めて、工夫し、努力をしたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

以上で、協議会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。